

脳若トレーニング

に参加してみませんか？

★脳若トレーニングはiPadを使う認知症予防のためのトレーニングです
視覚・聴覚および指先からの刺激で脳を活性化し、楽しいトレーニングで認知症の予防を目指します。

- ▶ **対象者**：次の要件を両方とも満たす人
 - 町内に住所を有する65歳以上の人で、要介護認定を受けていない人 ※要支援の人も参加できます。
 - シリーズを通して受講できる人(全12回)
- ▶ **日時**：9月2日(金)～11月18日(金)の毎週金曜日
9時50分～(90分間)
- ▶ **場所**：地域活性化センター(オイコス)1階 リハビリ室
- ▶ **定員**：24人(先着順)
- ▶ **参加費**：2,000円(初回受講時に参加費を集めます)
- ▶ **申込開始**：7月20日(水)
※定員になり次第、締め切ります。



☎ 健康福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線 125)



平成28年度 介護保険料の 決定通知書を送ります

平成28年度の市町村民税などをもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を7月下旬ごろに郵送します。
昨年度より、できる限り所得の状況に配慮したきめ細かな保険料とするため、所得段階を16の区分に分けています。市町村民税や世帯の状況などに応じて、該当する所得段階により保険料額が決定されます。

納付の方法

介護保険料を継続して年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた残りの金額を10月・12月・平成29年2月に年金天引き(本徴収)で納めます。
また、納付書、口座振替などで納めている人は、8月から平成29年3月まで毎月納めます。
なお、年間18万円以上の老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金を受給している人は年金天引きとなりますが、65歳になった人や広域連合外の市町村から転入した人などの場合は、年金天引きの開始が半年から1年後となります。年金天引きの開始までは、納付書や口座振替などで納付してください。

ご注意ください

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。
介護保険制度は、皆さんから納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付について、ご理解とご協力をお願いします。

福岡県介護保険広域連合
事業課資格管理係
☎ 643-7055



*口座振替を利用されると、納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご利用ください。

皆さん、「健康寿命」という言葉をお聞きになったことがありますか？
「健康寿命」とは、自立して健康に生活できる期間を示すものです。
現在、日本人の「平均寿命」は、2014年の厚生労働省の発表によると、男性80・21才 女性86・61才となっています。一方、「健康寿命」は男性71・19才 女性74・21才で、その開きは男性で約9年 女性で約13年となっています。
「平均寿命」と「健康寿命」の差は、高齢者が健康上の何らかの問題で日常生活が制限されている期間を意味しています。
「生きる力を支えるのは、自分の歯で噛み、おいしく食べること」です。自分の歯・口でしっかり噛んで、楽しい食事をしたり会話を楽しんだりすることが「元氣」をつくり、「健康」をつくりまします。「お口の健康」は、皆さんに幸せに生きる力を与えてくれます。
そこで、後期高齢期を迎える前の70

70才以上75才未満 無料歯科健診のご案内



才以上75才未満の住民を対象とする無料歯科健診を、粕屋歯科医師会所属の歯科医院で実施することになりました。皆さんが「お口の健康」を長く維持するため、ぜひご利用ください。
▼ **受診に必要なもの**
・ 無料歯科健診受診券(前期高齢者医療証発送時に、同封されています。)
▼ **健診の結果、治療を受ける場合に必要なもの**
・ 健康保険証
・ 前期高齢者医療証
▼ **受診方法**
健診協力歯科医院中の希望歯科医院に、電話で予約。
※健診協力歯科医院リストは、無料歯科健診受診券と一緒に郵送しています。ご不明な場合は、健康福祉課か粕屋歯科医師会へお問い合わせください。
健康福祉課
☎ 687・1530(ダイヤルイン)
一般社団法人 粕屋歯科医師会
☎ 712・1764

平成28年度 介護保険料 年間保険料額

所得段階	対象者	計算方法	年間保険料額
1	生活保護受給者		
	世帯非課税 老齢福祉年金受給者	基準額×0.45	25,921円
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人		
2	世帯非課税 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75	43,201円
3	世帯非課税 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額×0.75	43,201円
4	本人非課税 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.9	51,841円
5	本人非課税 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額	57,601円
6	世帯課税 本人課税 合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	69,121円
7	世帯課税 本人課税 合計所得金額が120万円以上150万円未満の人	基準額×1.3	74,881円
8	世帯課税 本人課税 合計所得金額が150万円以上190万円未満の人	基準額×1.4	80,641円
9	世帯課税 本人課税 合計所得金額が190万円以上240万円未満の人	基準額×1.5	86,402円
10	世帯課税 本人課税 合計所得金額が240万円以上290万円未満の人	基準額×1.6	92,162円
11	世帯課税 本人課税 合計所得金額が290万円以上320万円未満の人	基準額×1.7	97,922円
12	世帯課税 本人課税 合計所得金額が320万円以上350万円未満の人	基準額×1.8	103,682円
13	世帯課税 本人課税 合計所得金額が350万円以上380万円未満の人	基準額×1.9	109,442円
14	世帯課税 本人課税 合計所得金額が380万円以上410万円未満の人	基準額×2.0	115,202円
15	世帯課税 本人課税 合計所得金額が410万円以上440万円未満の人	基準額×2.1	120,962円
16	世帯課税 本人課税 合計所得金額が440万円以上の人	基準額×2.2	126,722円